

〔保健福祉部 保健センター 所管〕

04010204 がん検診事業

予算書P. 136

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	52,514	54,789	△ 2,275	
国庫支出金	476	0	476	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	65	1,153	△ 1,088	大腸がん検診負担金, かくたん検診負担金
一般財源	51,973	53,636	△ 1,663	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見, 早期治療を目的に, 胃がん検診は昭和36~37年に開始, 子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は, 昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより, がんの早期発見, 早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・前立がん・子宮頸がん・乳がん) 検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

<集団検診> 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し, 各がん検診の検査方法で実施する。

\*胃がん検診と大腸がん検診は, 同日検診で実施する。

\*子宮頸がん検診は乳がん検診とセットのレディース検診で実施する。

<医療機関検診> 子宮頸がん・乳がん

受診を希望する人が指定の医療機関で検診を受ける。4月末から年度末まで実施。

(単位：人)

検診名	実施方法	実施時期	受診人員(見込み)	
胃がん検診	集団検診	6月・9月下旬~10月・1月	2,200	
子宮がん検診	集団検診	6月・7月・11月・1月	1,600	
	医療機関	4月~3月末	720	
肺がん検診(65歳以上は結核検診としても同時実施)	集団検診	6月・9月・12月	6,400	
かくたん検査	集団検診	6月・9月・12月	50	
乳がん検診	超音波	集団検診	6月・7月・11月・1月	650
		医療機関	4月下旬~3月末	600
	マンモグラフィ	集団検診	6月・7月・11月・1月	650
		医療機関	4月下旬~3月末	600
大腸がん検診	集団検診	6月・9月下旬~10月・1月	3,400	
前立腺がん検診	集団検診	6月・9月・12月	1,400	

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,087	5,392	△ 305	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,034	1,013	21	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,053	4,379	△ 326	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を実施。

健康づくり健康診査は、市単独事業として平成5年度から実施している。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病を予防する。また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。

歯科検診は、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

## ●健康診査内容

①40歳以上の生活保護受給者の健康診査 ②健康づくり健康診査(19～39歳までの市民) ③肝炎検診(40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民) ④骨粗しょう症検診(40歳～70歳までの女性) ⑤歯科検診(40・50・60・70歳)

## ●受診方法

①～③は、受診を希望する方が健康診査会場で受ける。④骨粗しょう症検診は、希望する方が保健センター会場で実施する集団検診で受ける。⑤歯科検診は、検診対象者が指定の歯科医院で検診を受ける。



健康診査受付

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,227	7,205	22	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,227	7,205	22	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6箇月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

＜集団健診＞

3～4箇月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6箇月児、3歳5箇月児では計測、内科・歯科診察とフッ素化合物塗布または歯磨き相談、保健指導、さらに3歳5箇月児では、尿検査、視力検査を実施。

各健診において、育児不安の解消のため、子育てアンケートを実施。

対象者へ個人通知をし、月2回保健センターで実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。

＜医療機関健診＞

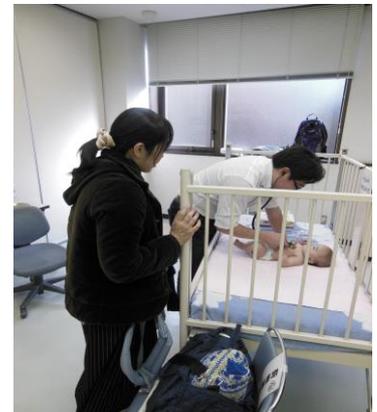
9～11箇月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6箇月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。

＜新生児聴覚検査＞

産科医療機関にて、新生児の入院中、または外来において新生児聴覚検査を実施。初回1回のみ上限3,000円の費用助成をする。契約医療機関以外で実施の場合は償還払いで対応。

(単位：回、人)

健診名	年間実施回数	対象者数
3～4箇月児健診	23	614
1歳6箇月児健診	24	569
3歳5箇月児健診	24	617
9～11箇月児健診	医療機関で個別に実施	650
新生児聴覚検査	医療機関で個別に実施	603



健康診査

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 140

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,027	4,225	802	
国庫支出金	1,512	1,080	432	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,515	3,145	370	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な指導を目的に、母子保健法に基づき県が在宅助産師に委託していたが、平成9年度に母子保健事業が移管され、市が実施。平成21年度から権限委譲により、低体重児訪問(2,500g未満)も市が実施することになった。産後ケア事業は、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の母子保健型を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除され、平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始された。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援する。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】****<新生児訪問>**

生後4箇月未満までの乳児と産婦に対し、保健師、保育士及び委託助産師が、1~2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。

週1回、健康管理システムから対象者を把握し、電話で訪問希望を確認した後、担当者を決定する。訪問後、記録を提出し、必要に応じ事例検討を行う。

里帰り中の場合は、希望があれば里帰り先に依頼書を送付し、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

医療機関から乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は、早期に訪問対応してその結果を医療機関に返答する。

**<産後ケア>**

産後4箇月未満の産婦と乳児で、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、産後に体調の不調または育児不安等があり、医療管理入院を要しない方を対象に、医療機関または助産院等の産後ケア施設に、宿泊させ保健指導等を行うショートステイと、通所させ保健指導等を行うデイケアを実施する。利用希望者は申請し、承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし、産後ケア施設と連携する。利用後に産後施設から報告を受け、きめ細かな支援につなげていく。

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 141

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	64,365	63,921	444	
国庫支出金	3,150	3,045	105	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	61,215	60,876	339	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見により、母体と胎児の健康確保を目的に母子保健法に基づき、昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施した。平成9年度から母子保健業務の移管で市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつの予防や新生児への虐待防止等を図るため、出産間もない時期の産婦に対し健康診査費用の助成を実施している。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1箇月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

母子健康手帳交付時に妊婦健診14回分と産婦健診2回分の受診票を交付する。転入妊産婦には守谷市の受診票と交換する。妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。市は、健診費用を契約医療機関の場合は医療機関に、未契約医療機関の場合は妊産婦本人に支払う。なお、医療機関から要指導対象者の連絡があった場合は保健師による指導を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	221,116	217,534	3,582	
国庫支出金	11,165	0	11,165	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	34,070	△34,070	
一般財源	209,951	183,464	26,487	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。また、任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小児の感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

接種を希望する小児が、保護者同伴で医療機関においてヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を行う。

令和元年度より、対象者に対し、風しんの抗体検査を実施し、抗体価が不足している方に対し、風しんの予防接種を行う。

令和2年10月より、ロタウイルスが定期接種となる。

小児等予防接種

(単位：人)

予防接種名	予定延人数
ヒブ	2,425
小児肺炎球菌	2,425
B型肝炎	1,825
四種混合	2,425
不活化ポリオ	3
BCG	601
水痘	1,223
MR	1,267
麻しん	1
風しん	1
日本脳炎	2,978
二種混合	751
子宮頸がん	105
おたふくかぜ	616
インフルエンザ(1歳～12歳)	5,154
インフルエンザ(13歳～15歳)	1,364
MR(定期接種ができなかった人)	5
風しん(妊娠を希望する女性及び妊娠中の女性の夫)	70
風しん(追加的対策 抗体検査)	3,280
風しん(追加的対策 予防接種)	656
ロタウイルス	715

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,730	21,644	86	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	21,143	△21,143	
一般財源	21,730	501	21,229	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。また、任意の肺炎球菌予防接種は、定期予防接種年齢以外の方に接種の機会を確保し、肺炎による重症化を防ぐことを目的に費用助成を実施している。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

予防接種法に基づき、高齢者のインフルエンザの重症化予防及び肺炎の重症化予防を目的とする。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者に予診票を個別通知し、医療機関で接種した接種費用の一部を医療機関窓口もしくは償還払いにて助成する。

(単位:人)

予防接種名	予定延人数
高齢者インフルエンザ	8,835
高齢者肺炎球菌	1,053

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,750	5,250	△ 500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,750	5,250	△ 500	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

不妊に悩む夫婦の、保険適用外で高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため実施している。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1回の治療につき、県助成金額を控除し、5万円を上限に助成する。助成回数は、妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた方は6回まで、40歳から42歳までに1回目の助成を受けた方は3回までとなる(平成27年度までに受けた回数も通算される)。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,112	3,899	4,213	
国庫支出金	2,704	1,299	1,405	利用者支援事業補助金
県支出金	2,704	1,299	1,405	利用者支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,704	1,301	1,403	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

「児童福祉法等の一部を改正する法律」「母子保健法」の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置に市町村は努めなければならないこととなり、守谷市は平成30年度に設置した。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子育て王国もりやの実現に向けて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施することで、乳幼児の健全な育成につなげるとともに保護者の子育て不安を軽減し、子育てしやすい環境を整える。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保健師・保育士等を配置し、相談支援を行うほか国が定める利用者支援事業実施要綱に規定する母子保健型と基本型の業務を実施する。

## &lt;妊娠期から4箇月まで(母子保健型)&gt;

妊産婦、子育て家庭の状況を把握し、保健師等の相談支援を行い、必要なサービスを利用できるよう支援する。

- 1 母子健康手帳交付時や転入妊婦の全妊婦と面接し、支援プランを作成する。
- 2 出生届け提出時に面接し、出産子育て支援プランを作成する。
- 3 保健医療福祉との連絡調整を行う。

## &lt;0歳から就学前(基本型)&gt;

特に3歳までの個別相談に応じ、家庭状況やニーズに合った支援制度の案内や関係機関の照会を行う。

- 1 転入乳幼児への面接を行い、予防接種、健診、子育て支援の案内を行う。
- 2 子育て支援のサービスの検討や開発を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,488	147,960	△ 132,472	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	133,000	△ 133,000	
その他	0	14,960	△ 14,960	
一般財源	15,488	0	15,488	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

保健センターは、平成4年に建設され劣化が著しいことから、今後の効率的かつ効果的な維持保全及び施設の長寿命化を図るため改修工事を実施する。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保健センター建物の長寿命化により、安定した行政サービスを市民に提供できる。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和2年度は、令和3年度に予定する空調設備等改修工事に係る実施設計を行う。